

目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

目視・
実地監査規制

- ①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

一定の基準への適合性を判定
(検査・点検・監査)

実態・動向などの明確化
(調査)

監視
(巡視・見張)

類型 1

類型 2

類型 3

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
 - ・リスク評価：人による分析・評価
- 例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替
 - ・情報整理：人による整理
- 例) ドローンを活用した被災状況調査

監視カメラ、ドローン等により遠隔監視
例) タブレットを活用した遠隔監視システム

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩

類型 1

類型 2

類型 3

- ・情報収集：同上
 - ・リスク評価：AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化
- 例) 橋梁、トンネルなどの道路構設施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

- ・情報収集：同上
 - ・情報整理：AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化
- 例) 画像解析による交通量調査

監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化
例) 監視カメラの映像からAIによる画像認識処理の検出方法を用いた不審者の特定

PHASE 3

判断の精緻化、
自動化・無人化

※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合性の判定
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 3

PHASE 2

デジタル技術の活用による
規制目的の達成

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の
進歩

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型 1

類型 2

類型 3

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長

例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定規制の撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

PHASE 3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）

①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任等

②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属等

PHASE 1
常駐・専任規制を課している

類型1	類型2	類型3	類型4
常駐 ✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること <small>※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</small>	専任 ✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること	常駐 ✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること <small>※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</small>	専任 ✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

PHASE 2
デジタル技術等による見直し

類型1	類型2	類型3	類型4
常駐義務の見直し 遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和 【先行事例】 ・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐	専任義務の見直し 左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等 【先行事例】 ・工事現場における監理技術者の専任	常駐義務の見直し オンライン会議システムの活用等による規制緩和 【先行事例】 ・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐 ・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐	専任義務の見直し 左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等 【先行事例】 ・事業場における産業医の専任

PHASE 3
常駐・専任規制を課していない

類型1	デジタル技術の進歩等	類型2	デジタル技術の進歩等
上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 【先行事例】 ・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐 ・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任		上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃	

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

公的証明書等の掲示

申請等による公的情報の 閲覧・縦覧

公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危険物取扱者保安講習

類型 2 ①

インターネットの利用による公示（証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等）を可とする
例)
・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 4 ①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする
例)
・一級建築士等定期講習

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

①+②の例)

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする